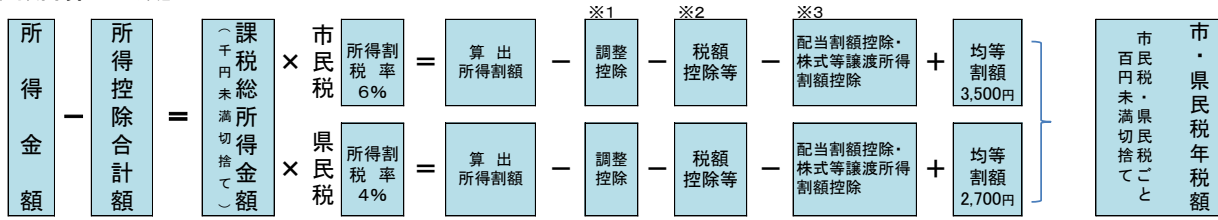


◎税額の計算方法・税率について

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて、次の図式によって計算します。(下段の非課税の範囲に該当する方は非課税となります)

【税額計算の手順】



【市民税・県民税の税率】

(1) 均等割

市民税 3,500円
 県民税 2,700円(みやぎ環境税1,200円分含む)

(2) 所得割

課税総所得金額 × 税率 = 所得割額

市民税 6%
 県民税 4%

【※1 調整控除】

所得税と市県民税の人的控除の差に基づき税負担増を調整するために、市県民税所得割から一定の額を控除します。

【合計課税所得金額が200万円以下】

次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%・県民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超】

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%・県民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

| 控除の種類 | 金額 | 控除の種類 | 金額 |
|------------|------------------|-------------------|---------------------|
| 普通障害 | 1万円 | 扶養(一般) | 5万円 |
| 特別障害 | 10万円 | 扶養(特定) | 18万円 |
| 同居特別障害 | 22万円 | 扶養(老人) | 10万円 |
| 寡婦 | 1万円 | 扶養(同居老親) | 13万円 |
| ひとり親 | 5万円(女性) | 勤労学生 | 1万円 |
| | 1万円(男性) | 基礎 | 5万円 |
| 納税者本人の所得金額 | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
| 配偶者控除 | 一般 | 5万円 | 4万円 |
| | 老人 | 10万円 | 6万円 |
| 配偶者特別控除 | 48万円超 50万円未満 | 5万円 | 4万円 |
| | 50万円以上 55万円未満 | 3万円 | 2万円 |

*調整控除については、合計所得金額が2,500万円超は対象外

【※2 配当控除(税額控除)】

配当所得(利益・配当等)に対する税額控除率

| 課税総所得金額 | 市民税 | 県民税 |
|--------------------------|------|------|
| 1,000万円以下 | 1.6% | 1.2% |
| 1,000万円を超える場合 その超える部分 | 0.8% | 0.6% |

【非課税の範囲】

1 非課税者

(イ)生活保護法による生活扶助を受けている方

(ロ)未成年者(平成14年1月3日以降の出生者)、障害者、ひとり親、寡婦で前年中の合計所得が135万円以下の方

2 均等割非課税者

前年の合計所得金額が「34万5千円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 16万2千円 + 10万円」以下の方。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合は、44万5千円(34万5千円 + 10万円)以下の方。

3 所得割非課税者

前年の総所得金額等が「35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 32万円 + 10万円」以下の方。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合は、45万円(35万円 + 10万円)以下の方。

※非課税基準の判定には、扶養控除の対象にならない16歳未満の扶養親族の数を含まず。

【※2 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)】

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①と②のいずれか少ない額

①所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

②平成26年3月31日まで

所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)

平成26年4月1日以降

※消費税率が8%または10%で住宅を取得した場合

所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

市民税 住宅借入金等特別控除の額の3/5を控除

県民税 住宅借入金等特別控除の額の2/5を控除

【※2 寄附金税額控除(税額控除)】

前年中に次の①～③の寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税6%、県民税4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字支部に対する寄附金

③所得税法等に規定されている寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、住所地の都道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし①の寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に下表の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算。(特例控除額)

市民税 下表の割合を乗じて得た額の3/5

県民税 下表の割合を乗じて得た額の2/5

※所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額

| 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 | 割合 |
|---------------------------------|------------|
| 0円以上195万円以下 | 84.895% |
| 195万円を超え330万円以下 | 79.79% |
| 330万円を超え695万円以下 | 69.58% |
| 695万円を超え900万円以下 | 66.517% |
| 900万円を超え1,800万円以下 | 56.307% |
| 1,800万円を超え4,000万円以下 | 49.16% |
| 4,000万円超 | 44.055% |
| 0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) | 90% |
| 0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合) | 地方税法に定める割合 |

【※3 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除】

配当割額・株式譲渡所得割額に対する控除

市民税 配当割額・株式等譲渡所得割額の3/5を控除

県民税 配当割額・株式等譲渡所得割額の2/5を控除